

## 5 放射性物質

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の発生以来、放射性物質の拡散により市民の健康への不安が広がっています。そこで、市内の放射性物質による汚染状況を把握するため、**市域を7ゾーン**（東部、中央市街地、南部、中部、西北部、月ヶ瀬、都祁）に区分し、ゾーンごとに選定した保育所、幼稚園、小学校、中学校及び市役所本庁舎玄関前にて空間放射線量率を測定しています。

平成27年度の測定結果は、全調査地点の平均値が毎時 $0.115\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）でした。平均値に対する被ばく限度量（追加被ばく量<sup>\*1</sup>）は年間 $0.395\text{mSv}$ （ミリシーベルト）となり、国際放射線防護委員会（ICRP）の指標値である年間 $1\text{mSv}$ を下回っていました。

\* 1. 被ばく限度量（追加被ばく量）とは、自然放射線及び医療目的の放射線を除き、一般公衆が1年間に浴びてもよい量の事です。

測定機器



測定の様子



(図3-4-29) 放射線量基準値（ICRP）（環境省HPより）

